

江別市スポーツ協会激励費規程

第1条 この規程は、江別市スポーツ協会（以下「本会」という。）激励費支給に関して必要な事項を定める。

第2条 本会に加盟する競技団体に登録されている青少年が公式大会の全国大会に出場が確定したときに男女別の区分にてそれぞれ激励費を助成する。

(1) 出場選手4名以下 一人につき5,000円

(2) 出場選手5名以上 20,000円

第3条 江別市に在住、在学、在勤する競技者が、選手としてオリンピック、パラリンピック及び国際大会等に出場したときに激励費を助成する。

(1) 国際大会等 20,000円

(2) オリンピック、パラリンピック 30,000円

2 青少年とは、小学生から高校生とする。

3 公式大会とは、次の団体が主催する大会とする。

(1) 公益財団法人日本スポーツ協会及びこれに加盟する競技団体

(2) 財団法人全国高等学校体育連盟

(3) 財団法人全国中学校体育連盟

(4) 公益財団法人日本高等学校野球連盟

第4条 その他、本規程に定めのない事項及び特に必要がある場合は、そのつど会長と協議のうえ決定する。

附 則

この規程は、平成24年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年9月28日から施行し、平成28年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。